

3 自然とふれあえる場の確保

自然に対する理解と畏敬の念を深めるとともに、自然から心のゆとりや潤いを享受するためには、日常生活や余暇等のさまざまな場面において、豊かな自然とふれあうことが大切です。

このため、自然とふれあうことができる公園の整備や自然とのふれあい活動に対する支援を推進します。

ア 自然公園等の整備

- 自然に親しむイベントの開催など、自然とふれあうことができる場や機会を提供するため、自然公園内の施設等の整備・管理を行います。
- 自然公園内の自然保護および利用について、社会情勢の変化を踏まえ、開発行為との調和を保ちながら、公園計画の見直しを行います。

イ 森林や水辺等とのふれあい

- 身近な水辺として活用することができるよう、堤防の構造の改良やアクセス路の整備に努めます。
- 身近な自然を体験し、学ぶことができるふれあいの場として、ホタル・メダカ・トンボ等の小動物とふれあえる空間の整備を図ります。
- 地域住民による保全活動とも連携しつつ、里地・里山等の二次的自然の保全を図り、生き物と親しむことができる場の確保に努めます。
- 森林体験や自然観察などの体験学習や森林空間を活用した都市と山村の交流の場など、滞在型の拠点施設を整備します。
- 都市周辺の森林において、良好な景観の形成や地域住民の身近な憩いの場の提供に配慮し、防災林機能と保健機能を発揮する森林整備等を進めます。
- 溪流が本来持っている機能を復元し、生き物が活発に活動でき、人が気軽にふれあうことができる魅力あるいきいきとした溪流づくりを推進します。
- 自然環境学習、スポーツ・レクリエーション、文化活動の場など、多面的な自然とのふれあいの場を整備するため、公園、景勝地、史跡等を自転車道で結ぶなどの施策を推進します。